

大和市告示第155号

大和市みどりど〜り助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月17日

大和市長 大 木 哲

大和市みどりど〜り助成要綱の一部を改正する要綱

大和市みどりど〜り助成要綱（平成21年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ及びエ中「場合」の次に「は」を加え、同条第4号中「石材等」を「石材」に改める。

第3条中「未納」を「滞納」に改める。

第4条中「行う。」を「行うものとする。」に改め、同条第1号中「5,000円（」の次に「総額は」を加え、「支給する。」を「支給するものとする。」に改め、同条第2号中「場合」の次に「は」を加える。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 工事に要する費用の見積書の写し

第6条第4号中「施工前」を「工事施行前」に改める。

第12条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改める。

第13条中「、育成」を「及び育成」に改める。

第14条見出し中「適応」を「適用」に改め、同条第2号中「第30条」を「第41条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日からから施行する。